

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

在留資格の変更の許可若しくは在留期間の更新の許可を受ける外国人又は永住許可を受ける外国人（第二十二条第二項ただし書又は第六十一条の二の十四に規定する場合に該当する者に限る。）のうち、経済的困難その他特別の理由により手数料を減額し、又は免除することが相当である者として政令で定める者については、政令で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除する。（出入国管理及び難民認定法第六十七条第三項関係）